

まちづくりにあなたの力を 活かしませんか

問 谷和原庁舎市民サポート課
☎ 58・2111 (内線3203)

政策・方針決定の過程に 女性の参画を

市では、男女が共に同じ立場、同じ目線で市の政策などの立案や方針の決定過程に参画し、多様な意見が市政に反映されるよう、さまざまな分野で活躍する女性の情報を事前に登録した上

で参画をお願いする「女性人材登録制度」を設けています。

市政に興味・関心のある方、自分の経験や得意分野を活かしたい方、自薦・他薦問いませんので、この機会にぜひご登録ください。

登録対象者

次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ① 満18歳以上の女性
- ② 市内在住・在勤、もしくは市内の団体に所属する方
- ③ 各種分野で豊富な知識、資格をお持ちの方や社会活動で活動実績を有する方

登録方法

申請書に必要事項を記入し、郵送または市民サポート課まで直接持参してください。なお、他薦の場合、登録者の了承が必要となります。また、申請書は、谷和原庁舎市民サポート課に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

活用方法

登録していただいた方の情報は、「女性人材登録名簿」および「女性人材登録台帳」に記載され、諸事業の推進に女性の参画を必要とする際や、市審議会などの委員を選挙する際に活用いたします。



「若年性認知症の人と家族のつどい」

募 集 問 地域包括支援センター ☎ 57・0203

認知症は高齢者に多い病気ですが、若い年齢でも発症することもあります。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいますが、若年性認知症という病気が広く知られていないことで、本人やご家族がつからい思いや不安を抱えています。同じ思いを持つ人同士で情報交換や相談することで、気持ちが悪くなるかもしれません。この機会に、つどいに参加してみませんか。

- と家族
- ▼日時 1月27日(日) 午前10時～正午
- ▼場所 特別養護老人ホームいなりの里(長渡呂新田840-2)
- ▼参加費 無料
- ▼申し込み 1月25日(金)までに地域包括支援センターまで電話で申し込み、窓口で直接お申し込みください。
- ▼受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)



くらしのQ&A

若者の契約トラブル

Q

今年成人になります。契約トラブルを防ぐために、注意することはありますか。(19歳・女性)

A

若者は社会経験が乏しいため、思わぬ契約トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。若者にとってスマホは生活の一部になっていますが、スマホのネット通販やSNSから契約トラブルになることも多く見受けられます。

【相談事例】

SNSで知り合った人に「もうかる話がある」と誘われ、60万円の投資用ソフトを勧められた。「お金が無い」と断ったが、「消費者金融で借りればよい」と言われ、借入れをして支払った。ソフトを試してみたが、まったくもうからない。

必要なければ断る！

この事例のように「お金が無い」と断っても、クレジット契約や借金を勧められ、契約させられることがあります。借金をしてまで契約する必要はないはず。うまい話にすぐ飛びつかず、必要のない契約には「契約しません」とはっきり断ることが大切です。SNSには若者を狙った悪質業者がひそんでいます。十分注意してください。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター
(谷和原庁舎1階) ☎ 25
3288